

(平成24年5月16日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の平成4年10月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年10月から5年3月まで

私は平成4年4月から夫と商売を始めることになったので、勤めていた病院を辞め、夫と共に国民年金の加入手続を行い、同年同月から国民年金保険料を納付しているにもかかわらず、申立期間の保険料が未納となっている。また、夫も私同様に同期間の国民年金保険料が未納となっているが、夫は毎年確定申告を行っており、商工会議所から保険料の未納について指摘されたことは無い。夫婦共に同期間の保険料が未納とは考えられず、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間であり、申立人は申立期間の前後の期間の国民年金保険料を納付済みである。

また、申立人について、i) 申立期間当時、国民年金と厚生年金保険の切替手続をおおむね適切に行っていること、ii) 申立人が保管していた平成6年度及び7年度の国民年金保険料納付案内書により、申立人が納付期限経過後の保険料についても、当該現年度内に納付していることが確認できること、iii) 申立人が保険料を納付したとする申立人の夫も申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付していることが確認できることから、申立人の保険料の納付意識は高かったものと認められる上、申立期間当時、生活状況に特に変化は見当たらないことから、申立人が申立期間のみ保険料を納付しなかったものとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年10月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年10月から5年3月まで

私は、平成4年4月に現住所に転居し、商売を始めた際、妻と二人で国民年金に加入した。当時、商工会議所を通じて確定申告を行っており、国民年金保険料の未納について、同所から指摘されたことが無い。途切れることなく保険料を納付していたにもかかわらず、国民年金の加入期間に保険料の未納期間が記録されていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している上、国民年金と厚生年金保険の切替手続をおおむね適切に行っていることから、申立人の保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立期間は6か月と短期間である上、申立人は、申立期間の前後の期間は国民年金保険料を全て納付しており、申立期間当時、生活状況に特に変化は見当たらないことから、申立人が申立期間のみ保険料を納付しなかったものとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和46年1月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年3月16日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における厚生年金保険被保険者資格取得日及び同資格喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、3万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月1日から同年3月16日まで

昭和45年3月からA社D工場に勤務した後、46年1月に同社C工場へ転勤し、同年3月に退職するまで継続して勤務していたが、申立期間における厚生年金保険の加入記録が無い。

厚生年金基金の加入員記録は、昭和45年3月26日から46年3月16日までとなっているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

企業年金基金連合会から提供された中脱記録照会（回答）及びE厚生年金基金加入員台帳、申立人の申立期間当時の勤務状況に関する具体的な供述により、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和46年1月1日にA社D工場から同社C工場へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、上記E厚生年金基金加入員台帳によると、申立人は、昭和45年3月26日にA社D工場において加入員資格を取得し、46年3月16日に同社C工場において同資格を喪失するまでの期間、継続して同基金の加入員であったことが確認できる上、E企業年金基金は、申立期間当時、事業主は、厚生年金基金と複写式になっている届出書を社会保険事務所（当時）に提出していたと考えられる旨を回答している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和46年1月1日にA社C工場における厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年3月16日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、E厚生年金基金加入員台帳の記録から、3万円とすることが妥当である。

北海道厚生年金 事案 4317

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者記録のうち、申立期間に係る被保険者資格喪失日（昭和22年11月18日）及び資格取得日（昭和23年12月17日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を、昭和22年11月から23年7月までは600円、同年8月から同年11月までは6,900円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年11月18日から23年12月17日まで
A社で昭和21年7月から25年2月まで継続して勤務していたが、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。

社会保険事務所（当時）の何らかの間違いが原因ではないかと考えられるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）の記録では、同社において昭和21年7月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、22年11月18日に同資格を喪失後、23年12月17日に同社において再度同資格を取得しており、申立期間に係る同保険の被保険者記録が無い。

しかしながら、複数の同僚は、「申立人は、申立期間においてA社のB工場現場責任者をしていた。」と供述していることから、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、上記複数の同僚は、「申立人は、申立期間において業務内容に変化は無く、退職、再入社の実事も無い。」と供述している。

さらに、A社に係る商業・法人登記簿謄本により、申立期間当時、申立人を含む3人が役員に就任していることが確認できる（申立人は、昭和22年10月20日に監査役、23年1月30日に取締役それぞれ就任）ところ、申立人を除く二人の役員は、同社の被保険者記録によると、いずれも申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が継続していることが確認できることから、申立人のみが同社の役員に就任したことに起因して申立期間に係る同保険の被保険者資格を一旦喪失したとは考え難い。

なお、役員であった申立人は、前述の複数の同僚の供述から判断して、申立期間当時、給与及び社会保険関係の事務を担当していなかったものと判断される。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る申立期間前後の被保険者名簿の記録から、昭和22年11月から23年7月までは600円、同年8月から同年11月までは6,900円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立期間に係る厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年10月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年10月から61年3月まで

私は、夫との婚姻を目前にして、夫から、「自分の勤める会社は退職金も出ず、給料も安いから国民年金保険料を納付しておいた方がいい。自分も納付している。」との勧めを受け、昭和48年頃、A町役場で国民年金の加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料は、B郵便局、又は、C市農業協同組合（現在は、JAC）D支所で3か月ごとに納付していたと記憶している。

経済状況は良く、家計も楽になっていた頃であり、任意で国民年金に加入したのに自分で資格喪失手続をすることは考えられず、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及び申立人が申立期間当時から居住しているC市の国民年金被保険者名簿により、申立人は、昭和55年10月1日付けで国民年金被保険者資格を喪失していることが確認でき、申立期間において申立人が国民年金の任意加入被保険者として管理されていた形跡も見られない。

また、C市の国民年金被保険者名簿により、申立人の国民年金保険料納付済期間のうち納付日が確認できる期間について、昭和52年10月から54年9月までの保険料が定期的に現年度納付されているのに対し、同年10月から55年3月までの保険料が同年10月に過年度納付されているなど、申立期間直前の期間の保険料が遅れて納付されている状況が確認できる。

さらに、C市の国民年金被保険者名簿により、申立人は、昭和52年10月から同市の国民年金被保険者名簿と社会保険事務所（当時）の国民年金被保険者台帳の突合処理が行われた昭和56年度までは引き続き国民年金の強制加入被

保険者とされていたものと推認でき、申立人の夫が厚生年金保険の被保険者資格を取得した53年3月20日に、申立人が国民年金の任意加入対象者となった際の届出が行われていなかったものと考えられるところ、C市において、上述の突合処理等により申立人が任意加入対象者であることを把握し、同年3月から55年9月までの国民年金保険料納付済期間を生かした上で、同年10月以降については保険料の納付が確認できなかったことから、同年10月1日付けの資格喪失処理が行われたものと推測される。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立期間は66か月と長期間であり、保険料の収納について、行政がこれほどの期間に連続して誤った事務処理を行っていたとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 2239 (事案 1278 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から40年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から40年10月まで

私は、申立期間当時はA市B区に住んでいたが、自宅に市役所の女性職員が来たので国民年金の加入手続を行い、保険料は市役所の女性の集金人に納付していたと記憶しているので、申立期間について、保険料を納付していたことを認めてほしいと申し立てたが認められなかった。

再申立てに当たり、申立期間に係る国民年金保険料の納付を証明する新たな資料は無いが、保険料を100円の紙幣又は硬貨で納付したことは間違いないので、再度、調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、当初は昭和37年3月から38年3月までの期間と併せて申立てが行われたものであり、当該期間については、申立人に係る厚生年金保険の未統合記録が確認できたことから、今回の申立てにおいては申立期間を変更しているものの、i) 申立人の特殊台帳(マイクロフィルム)によると、申立人の国民年金手帳交付日は、42年1月13日と記載されており、41年4月から同年12月までの国民年金保険料については、定期的な納付ではなく、42年2月に一括で納付されていることが確認できることから、申立人の国民年金加入手続は42年1月頃に行われたと推認でき、この時点で申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であること、ii) 申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないこと等を理由として、既に、当委員会の決定に基づく平成21年10月16日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、「新たな資料は無いが、国民年金保険

料を 100 円の紙幣又は硬貨で納付したことは間違いない。」と主張するが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、ほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4318

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 5 月 19 日から同年 8 月 1 日まで
昭和 47 年 2 月 21 日から 49 年 3 月 3 日まで A 社に継続して勤務していたが、申立期間における厚生年金保険の加入記録が無い。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 47 年 2 月 21 日から 49 年 3 月 3 日まで A 社に継続して勤務していた。」と主張しているが、雇用保険の被保険者記録によると、申立期間のうち昭和 47 年 6 月 2 日から同年 7 月 21 日までの期間、他の事業所において勤務していたことが確認できる。

また、事業所名簿及びオンライン記録によると、A 社は、昭和 53 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなるとともに、商業・法人登記簿謄本により、54 年 12 月 2 日に解散していることが確認できる上、事業主は、「当時の資料が無く、申立人の記憶も無い。」と回答していることから、申立人の申立内容について確認できない。

さらに、申立人は、「申立期間当時、当該事業所には、私と同姓同名の同僚がいたため、事業主が誤って届出を行ったのではないか。」と主張しているところ、オンライン記録及び当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）によると、申立人と同時期に、申立人と名前の読みが同一である同僚の厚生年金保険の被保険者記録が確認できるものの、当該同僚の生年月日及び同僚の被保険者資格取得日及び同喪失日は、申立人の記録と異なっている上、当該同僚は、当該事業所における勤務期間と厚生年金保険の加入記録とは一致している旨供述している。

加えて、当該事業所に係る被保険者原票により、申立期間当時、当該事業所

において厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚9人(上記の同僚及び申立人が名前を挙げた同僚6人を含む。)に照会し、6人から回答が得られたところ、このうち一人は、「申立人は、申立期間において他の事業所に勤務していた記憶がある。」と供述しており、その他の同僚からも、申立人が申立期間において当該事業所に継続して勤務していたことを確認できる具体的な供述は得られなかった。

このほか、申立人の申立内容について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4319(事案 3863、4252 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 3 月 15 日から 39 年 3 月 15 日まで

厚生年金保険の加入記録について確認したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みとされていたものの、受け取った記憶がないので、第三者委員会に2度申し立てたが、いずれも認められないとの通知を受けた。

今回、申立期間当時の上司から、会社では脱退手当金の代理請求を行っていなかったとの証言が得られたので、再度調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が勤務していたA社本店の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日の前後2年以内に同資格を喪失し、かつ、脱退手当金の受給資格のある15人について脱退手当金の支給状況を確認したところ、脱退手当金の支給記録がある11人（申立人を含む。）全員が被保険者資格を喪失してから約3か月以内に支給決定されていることが確認できる上、同店の複数の同僚から「会社が代理請求していた。」との供述があることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求が行われた可能性を否定できないこと、ii) 申立期間に係る被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日から約1か月後の昭和39年5月14日に支給決定されているなど一連の事務処理に不自然さはないこと、iii) 申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成23年6月3日付け年金記録の訂正は必要ないと

する通知が行われている。

また、再申立てにおいて、申立人は、新たに申立期間当時の同僚6人の名前を挙げて、「再度調査してほしい。」と主張しているものの、当該同僚から申立人の主張を裏付ける新たな供述が得られなかったことから、これは当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成24年1月13日付け年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てに当たり、当時の上司が記載したとする文書(当時、会社が脱退手当金について代理請求を行った事実はない旨を内容とするもの。)を提出しているところ、当該上司は、「私は、申立期間当時、B課長の職であり、厚生年金保険のことは関心が無く、脱退手当金制度については知らなかったが、申立人の要請に応じて申立人が持参した文書に署名、押印しただけである。また、年金に係る事務を会社のどの部署が行っていたかも知らない。」と供述していることから、これは当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらない。

ところで、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針」(平成19年7月10日総務大臣決定)に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容が、社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』」とされている。

脱退手当金の申立事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたことになっているが、申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過してこれらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い下で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存在しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせるような事情が無いかなどいわゆる周辺の事情から考慮して判断をしなければならない事案である。

本事案では、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらず、事業主による代理請求が行われた可能性がうかがえるとともに、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失してから約1か月後に支給決定がなされていることなど、むしろ脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在する一方、申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

したがって、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月頃 から 42 年 9 月頃 まで

申立期間はA社に勤務しており、給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げた同僚の妻の供述から判断すると、時期及び期間の特定はできないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、健康保険厚生年金保険適用事業所名簿及びオンライン記録によると、申立期間当時、当該事業所は、厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

また、当時の事業主は既に死亡していることから、商業・法人登記簿謄本により、申立期間当時、取締役であったことが確認できる者のうち所在が確認できた一人に照会したところ、申立人について、当該事業所に勤務していたことは記憶しているものの、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる資料及び供述を得ることはできない。

さらに、前述の同僚の妻は、「夫と私は、当該事業所に1年半ほど勤務していたが、厚生年金保険の加入等については分からない。」と述べており、オンライン記録によると、同人及びその夫は、当該事業所における同保険の被保険者としての記録が確認できない。

加えて、申立人が名前を挙げた他の同僚についても、既に死亡又は所在不明であることから、申立人の申立てに係る事実を確認できる供述を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。